**医療措置協定を締結予定の皆様へ**

別紙3

現在、医療措置協定（以下、「協定」）を締結していない医療機関におかれましては、協定の締結予定医療機関として、一旦補助金の申請をいただくことになりますが、今後速やかに医療措置協定の締結の手続きを進めていただく必要がございます。

医療措置協定の具体的な内容については、下記ホームページをご確認いただき、締結いただく協定の内容が補助金の補助対象となるか、今一度ご確認をお願いいたします。

なお、万一補助金の申請後、協定を締結しないこととなった場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

○医療措置協定ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kansen-taisaku/kansensyokyotei.html>

　○医療措置協定締結の流れ

